

令和8年度大東市障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針

令和8年8月5日 策定

1 目的

本方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。)第9条の規定に基づき、障害者就労施設等で就労する障害者の自立の促進に資するため、本市が行う物品及び役務(以下「物品等」という)の調達に際し、障害者就労施設等からの調達の推進を図ることを目的とする。

2 適用範囲

大東市に属する全ての組織(以下「市の組織」という。)に対し適用するものとする。

3 対象とする物品等

この方針により市の組織が調達する物品等は、事務用品、資源ごみ収集・運搬、清掃等、障害者就労施設等において供給することが可能なものとする。

4 調達の目標

予算の適切な執行、契約における経済性及び公正性に留意しつつ、本方針の目的に沿うために、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に努め、調達実績額が、一定の水準に達するまでの間、前年度実績を上回るよう、着実に取り組むものとする。

5 対象とする施設等

本方針の対象となる施設等は、障害者優先調達推進法第2条第2項から第4項までに規定する次の障害者就労施設等(但し、大東市暴力団排除条例施行規則(平成25年6月20日規則第60号)第3条各号のいずれかに該当する者は除く。)とする。

- (1) 障害者支援施設
- (2) 地域活動支援センター
- (3) 障害福祉サービス事業を行う施設(生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。)
- (4) 障害者の地域における作業活動の場として障害者基本法(昭和45年法律第84号)第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設(小規模作業所)
- (5) 障害者優先調達推進法施行令(平成25年政令第22号)第1条第1号に規定する事業所(特例子会社)
- (6) 障害者優先調達推進法施行令第1条第2号に規定する事業所(重度障害者多数雇用事業所)
- (7) 在宅就業障害者
- (8) 在宅就業支援団体

6 調達推進方法

- (1) 障害者就労施設等から物品等の調達を推進するために、市の組織に障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るよう努める。
- (2) 障害者就労施設等が提供する物品等の内容など、その調達の推進のために必要な情報提供を行う。
- (3) 障害者就労施設等からの物品等の調達に際しては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定による随意契約を積極的に活用する。
- (4) 障害者就労施設等からの物品等の調達の際、本市策定の「だいとうグリーン調達方針」に留意しつつ、発注等を行う。
- (5) 障害者就労施設等からの物品等の調達に際し、障害者就労施設等で就労する障害者の自立の促進に資するため、施設等に対し、障害者の賃金の向上につながるよう推奨する。
- (6) 障害者就労施設等からの物品等の調達に際し、取引の実例価格等を考慮した適正な価格、機能及び品質を確保しつつ、以下の点についても配慮する。
 - ア 障害者就労施設等からの調達が可能となるよう、履行期間及び発注量の設定に配慮する。
 - イ 障害者就労施設等からの調達が可能になるよう、性能・企画等必要な事項について、障害者就労施設等に対し十分な説明に努める。

7 共同受注窓口の活用

共同受注窓口を活用することについて、契約上障害者就労施設等からの直接の調達とはならない場合であっても、結果的に障害者就労施設等が供給する物品等の調達になっている場合には、障害者就労施設等からの物品等の調達に準ずるものとする。

8 調達実績の集計及び公表

本方針に基づく物品等の調達実績は、当該年度終了後に実績を取りまとめ集計するとともに、市のホームページ等により公表する。

9 担当課

本方針の担当窓口は、福祉・子ども部障害福祉課とする。

10 その他

障害者就労施設等から物品等の調達を推進するために、必要に応じて本方針の見直しを行うものとする。